



概要版

第3期

石垣市

子ども・子育て

支援事業計画

令和7年度～令和11年度

基本理念

生まれどう宝（子宝こそ第一）

ふぁーまー（子・孫）元気

結い（地域）で子育て

「誰もが安心して子どもを産み育てることができる」、
「生まれてきた子どもたちが元気で安心して生活できる」、
「地域全体で子どもを育てることができる」社会の実現を目指します。

基本 目標 1

教育・保育及び子育て
支援の確実な提供

基本 目標 2

仕事と生活の調和
ワーク・ライフ・バランス
の推進

基本 目標 3

ひとり親家庭への
支援と自立促進

基本 目標 4

子どものための多様な
居場所づくり

基本目標1

教育・保育及び子育て支援の確実な提供



施策の方向性

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、女性の就業率向上等に伴う利用ニーズの動向に適切に対応できるよう、教育・保育施設等のサービス提供事業者や地域等と連携・協働しながら、必要なサービスを確実に提供できる環境整備に取り組みます。

あわせて、サービスの質の向上や保育士等の人材確保対策に継続して取り組みます。

■教育・保育の推進体制

(1) 認定こども園の普及

- 認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば移行を検討
- 北部地区には令和8年4月に新規こども園の開設を予定

(2) 幼稚園教諭及び保育士の安定確保と資質の向上

① 幼稚園教諭・保育士の確保対策及び処遇改善

- 島外からの保育士誘致(石垣市島外保育士誘致支援事業)
- 潜在保育士の復職を促すための支援(石垣市保育士再就職応援給付金)の実施
- 保育士等資格取得養成課程(石垣集団学習会)の開設

② 幼稚園教諭・保育士の資質の向上

- 幼稚園教諭免許が休眠状態である幼稚園教諭、保育教諭及び保育士に対して、免許更新の受講を推進
- 「保育士等キャリアアップ研修」の開催を推進
- 「保幼こ小連携講演会」を実施

③ 教育・保育施設と地域型保育事業者との連携の推進

- 地域型保育事業者が連携施設を確保することを基本とする
- 地域型保育事業者が連携施設を確保できるよう市が積極的な関与・役割を果たし、連携体制の構築に向けた取組を進める

④ 教育・保育施設と小学校との連携の推進

- 保幼小児児童の交流や教諭・保育士相互の合同研修の実施

⑤ 「子育てのための施設等利用給付」(幼児教育・保育無償化)の円滑な実施

- 「子育てのための施設等利用給付」の公正かつ適正な支給の確保、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、運営状況、監査状況等に関する情報提供や立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力要請等、継続して県と連携を図る

■地域子ども・子育て支援事業

- 延長保育事業(時間外保育事業)
- 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- 子育て短期支援事業(ショートステイ)
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業(幼稚園型)
- 一時預かり事業(幼稚園型以外)
- 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業])
- 子育て援助活動支援事業[ファミリー・サポート・センター事業](就学児分)]
- 利用者支援事業
- 妊婦健康診査事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 実費徴収に係る補正給付を行う事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業
- 妊婦等包括相談支援事業
- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
- 産後ケア事業

基本目標2

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進



施策の方向性

男女がともに子育ての喜びを実感しながら働くことができるよう、国・県等と連携しながら、市民や企業等に対し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)や子育てへの男女共同参画に関する啓発等に取り組みます。

あわせて、教育・保育をはじめ、「小1の壁」を打破するための小学生の放課後児童対策、病児保育事業等の緊急時の支援サービスをはじめとした、仕事と子育ての両立支援に係る各種サービス等について、必要量の確保と利用しやすい仕組みづくりに取り組みます。

■仕事と生活の調和に関する啓発

●市民に対する啓発

市広報紙・パンフレット・ホームページ

●企業・事業所に対する啓発

労働者が健康を維持しながら働ける環境を整備(長時間労働の是正や育児休業等の各種休業制度の周知)、「育児・介護休業法」や「男女雇用機会均等法」、「女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)」等の関連法令の遵守



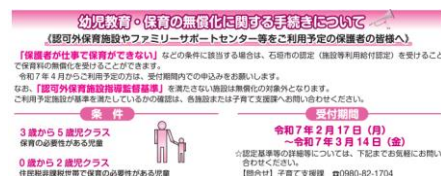
■仕事と子育ての両立支援

●就業に対する支援

ハローワーク等の関係機関と連携して就業に関する説明会・講習会等の開催/多様な働き方に対する支援サービスの充実

●地域子ども・子育て支援事業等の充実

ファミリー・サポート・センター事業等の充実/地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業の拡充や周知/各種サービス提供の基盤となる人材育成・確保に努め、提供体制の充実



基本目標3 ひとり親家庭への 支援と自立促進



施策の方向性

子育て家庭全般に対する経済的負担の軽減に加え、ひとり親家庭が直面する経済的・社会的な課題に対応するため、相談・情報提供体制の構築や就業支援、経済的支援、子育て・生活支援、養育費確保の支援等を行い、自立を促進する環境整備に取り組みます。

■ひとり親家庭への支援と自立促進

(1) 専門相談員の支援体制強化

女性相談員や母子父子自立支援員の支援体制を強化し、ひとり親家庭が直面する問題に対して専門的な相談を行い、個別のニーズに応じた支援を提供し、家庭の状況に応じた適切なアドバイスや情報提供を行います。

(3) 関係機関・民間団体との連携

福祉団体や教育機関などとの連携を強化し、ひとり親家庭への支援ネットワークを構築することにより必要な情報提供やサービスが迅速に提供されるよう努めます。
また、地域の民間団体とも協力し、地域全体でひとり親家庭を支える環境を整えます。

(2) 多様なサービスの提供

ひとり親家庭を対象とした、就業支援や生活支援、子育て支援などの各種サービスの情報提供・充実に努めます。具体的には、就業準備講座やキャリアアップ支援、子ども向けの学習支援プログラムなどを通じた家庭の経済的安定を図ります。

(4) 子どもの福祉の確保

子どもたちの健全な成長を支えるため、養育費の確保や面会交流に関する相談支援に努め、親子間の関係性を維持し、子どもたちが安心して成長できる環境を提供します。

基本目標4 子どものための多様な 居場所づくり

施策の方向性

中高生も含めたすべての子どもが、放課後や週末等に、様々な体験や遊び、学習活動等ができる安全・安心な居場所として、児童館をはじめとした多様な居場所づくりに取り組みます。

なかでも小学生については、総合的な放課後対策として、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室を計画的に整備するなど、すべての小学生が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験や活動が行える環境づくりに取り組みます。



■児童館等の居場所づくり

(1) 児童館

- ①「石垣市新川児童館」(令和7年1月開館)
 - ②「石垣市子どもセンター(石垣市健康福祉センター内)」
 - ③「石垣市とのすく児童館」
- ※各中学校区に1か所の児童館整備又は地域資源を活用した児童館機能の配置の検討



(2) 小学生の放課後の居場所づくり

「放課後児童健全育成事業」「放課後子ども教室」の整備

↓
両事業の連携・協働等により放課後対策を推進

(3) 子どもの貧困対策による居場所づくり

- 「子どもホッ！とステーション」4か所設置(拠点型1か所・従来型3か所)
- 「食事の提供」「学習支援」「生活指導」「キャリア形成等支援活動」「ソーシャルワーク」などを実施する居場所の運営
- 若年妊産婦の居場所の提供、相談支援

(4) 特別な配慮を要する子どもの居場所づくり

- 子どもの発達や子育てに関する「すこやか相談窓口」を設置
- 「児童発達支援(9か所)」や「放課後等デイサービス(11か所)」設置(令和6年11月現在)

(5) 安心・安全な子どもの居場所づくり

- 住区基幹公園等の施設の定期的な草刈り、遊具やトイレの修繕、危険木の剪定、スポーツ施設の改修

(6) 地域(結い)の力を活かした子どもの居場所づくり

- 地域にある既存施設や人材を有効に活用し、地域の実情や特性に応じた子どもの居場所づくりの取組

教育・保育の量の見込みと対応策

認定区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	対応策
1号認定(3～5歳)		127	124	121	117	114	現在の供給体制でニーズに対応
2号認定(3～5歳)	教育ニーズ	268	261	255	247	241	
	保育ニーズ	1,015	991	966	935	911	
3号認定(0～2歳)		1,031	1,001	1,023	1,014	1,010	

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

事業名	対象年齢 (4月1日時点の年齢)	単位	量の見込み 令和7年 令和11年	対応策の内容
1)時間外保育事業 (延長保育)	0歳6ヶ月～小学校就学前の在園児	人	316 ➡ 296	現在の実施体制(17か所)でニーズに対応
2)放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学生	人	656 ➡ 583	石垣小学校内に放課後児童クラブの専用施設が完成し、令和6年度より供用を開始
3)子育て短期支援事業 (ショートステイ)	0歳～高校生年代	人日	60 ➡ 60	現在の受入れ施設(2か所)と里親登録者(2か所)による体制でニーズに対応
4)地域子育て支援拠点事業	乳幼児・その保護者	人回	4,325 ➡ 4,241	令和8年度北部地区に「いばるまこども園(仮称)」を開設予定
5)一時預かり事業 (幼稚園型)	3歳児クラス～5歳児クラスの在園児	令和2年度より教育・保育の2号認定(新2号認定)としてニーズを見込んでいる		令和8年度「いばるまこども園(仮称)」開設後、公立は教育・保育の2号認定による利用となり、私立認定こども園においては、引き続き教育・保育の2号認定(新2号認定)としてニーズに対応
6)一時預かり事業 (幼稚園型以外)	小学校就学前子ども (トワイライトステイは0歳～高校生年代)	人日	679 ➡ 637	ファミリー・サポート・センター事業に加え、一時預かり施設3施設で受け入れ態勢を構築、安定的な事業実施のため、保育士及びファミリー・サポート・センターのお助け会員を増やすことによる人材確保
7)病児保育事業、子育て 援助活動支援事業	0歳～高校生年代	人日	45 ➡ 42	ファミリー・サポート・センター事業に加え、R8年度より病後児保育施設1か所開設によりニーズ対応
8)子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0～19歳の誕生日の前日まで	人日	72 ➡ 64	・放課後児童クラブ等の他のサービスで対応ができないケース等を中心に、ファミリー・サポート・センター事業において対応 ・安定的な事業実施のため、ファミリー・サポート・センターのお助け会員を増やすことによる人材確保
9)利用者支援事業	小学校就学前子ども(基本型・特定型) 0歳～高校生年代(こども家庭センター型) 妊婦・その配偶者等(妊婦等包括相談支援事業型)	か所	7 ➡ 6	こども家庭課に「こども家庭センター」を設置し、健康福祉センターの「こども家庭センター型」と合わせて、実施体制を構築
10)妊婦健康診査事業	妊婦	人回	6,230 ➡ 6,062	妊婦健診受診者の負担軽減、対象となる妊婦全員の実施(受診率100%)を目指す
11)乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月まで	人	445 ➡ 433	訪問員(保健師・母子保健推進員・助産師)の負担改善を図りつつ、対象となる新生児全員の実施(実施率100%)を目指す
12)養育支援訪問事業	0歳～高校生年代	人	10 ➡ 10	・事業内容の一部が令和6年度から「14)子育て世帯訪問支援事業」に移行・専門相談の受託先の確保
13)実費徴収に係る 補足給付を行う事業	0歳6ヶ月～小学校就学前の在園児	保護者の世帯所得の状況等を勘案し、教育保育に必要な物品購入や行事参加に要する費用などの援助を行う。		教育・保育利用者等の状況を注視しながら、実施の必要性について検討
14)子育て世帯訪問支援事業	妊産婦・子育て家庭	人日	256 ➡ 427	対象となる全家庭での実施を目指し、新規委託先を選定することを検討
15)児童育成支援拠点事業	小学生～高校生年代	生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行い、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る		別途「子どもの貧困対策事業」(こども家庭課)の中で類似事業を実施しており、今後も当該事業において対応
16)親子関係形成支援事業	0歳～高校生年代	講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施		より専門的な資格習得が必要となるため、受託先の確保に努める
17)妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等	回	1,334 ➡ 1,298	市健康福祉センターで「妊婦等包括相談支援事業型」として実施体制を構築
18) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	0歳6ヶ月～1歳未満の未就園児	人日	2,265 ➡ 2,235	令和7年度は、休園の幼稚園等で運営できるよう調査検討、実施体制の構築に努め、令和8年度から少なくとも1か所に対応していく
	1歳の未就園児		1,425 ➡ 1,500	
	2歳の未就園児		945 ➡ 870	
19) 産後ケア事業	出産後1年を経過しない産婦及び乳児	人日	896 ➡ 872	産後ケア施設(1か所)でニーズに対応し、サービスを必要としている産婦とその子どもが利用しやすい環境づくりを進める

第3期 石垣市子ども・子育て支援事業計画（概要版）

発行年月 / 令和7年3月

発行：石垣市 福祉部 こども未来局 子育て支援課

〒907-8501 石垣市真栄里672番地 (電話)0980-82-1704

